

乳幼児向け事業について



● 子育てサロン

6月16日(木) 10:30 ~ 11:30

地域の民生児童委員の方たちと一緒に遊んだり、ゆっくりお話しできます★
身長・体重も測れますよ☆



● 親子で☆リトミック

6月17日(金) 10:30 ~ 11:15頃

ピアノに合わせて体を動かす楽しいリトミックです★
参加費：1人300円 2人目以降100円
申込：電話・来館にて受付中！！
その他：親子共に動きやすい
服装で来てください。



わくわくひろば

ボールプールやすべり台など、大型遊具を出して遊びます。職員による手遊びなどを行う「わくわくタイム★」もあります♪

ひろばの日以外も、午前中に事業のない日は自由に児童館で遊ぶことができます。

6月の日程

〈10:30~11:30〉
3日(金)・10日(金)
24日(金)



◇◆児童館のお約束 * 保護者の方へ◆◇

- ・乳幼児さんは必ず保護者の方と一緒にきてください。
- ・おもちゃ等を使った場合は、おもちゃの除菌庫に入れてお帰りください。
- ・ケガやトラブル防止の為、必ず保護者の方の見守りをお願いします。

★ 図書の貸出しています ★

乳幼児さんは一度に3冊まで
1週間、借りることができます。



★子育てパスポート配布しています。



★児童館は京都市家庭ごみ指定袋引換所です。ご出産のお祝いとして京都市から届く引換券をお持ちください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

- ・来館される際は受付で「健康チェック票」の記入をお願いします。
※初めて来館される際は、受付で「利用者個人票」への記入をお願いします。
- ・検温・手指のアルコール消毒・マスク着用等、感染予防対策にご協力ください。
※2歳未満のお子さまのマスク着用は不要です。
- ・利用者の方やご家族に風邪症状(発熱・咳・鼻水・下痢など)が見られる場合は、ご利用をお控えください。



京都市新型コロナ
あんしん追跡サービス導入中



メールアドレスを登録していただくと、施設の利用者などから新型コロナウイルスの感染者が確認された場合に、お知らせメールを送付します。

おひさま・おほしさまクラブ（登録制）



おほしさまクラブ 定員15組（若干空きあり）

対象：0歳から1歳半頃までの乳児とその保護者

活動日：火曜日 10:40～11:30



おひさまクラブ 定員15組（随時募集中）

対象：1歳半頃から就園前までの乳幼児とその保護者

活動日：水曜日 10:40～11:30

前期後期登録料
各300円

6月のよてい

★予定は、変更になる可能性があります。

☆本事業は、民生児童委員の方の協力を得て活動しています。

| クラス | 日にち | 内容 | 持ち物など |
|-----|----------|--|------------------------------|
| | 5月31日（火） | 感触遊び ～片栗粉であそぼう～ | 汚れても良い服装 |
| | 6月1日（水） | | |
| | 6月7日（火） | 晴れ：おさんぽ （嵐山東公園） 雨天：ボール遊び | 動きやすく、 汚れても良い服装 水筒・タオル |
| | 6月8日（水） | | |
| | 6月14日（火） | ふうせん工作 | 動きやすい服装 |
| | 6月15日（水） | | |
| | 6月21日（火） | サーキット遊び 6月生まれの誕生会 | 動きやすい服装 |
| | 6月22日（水） | | |
| | 6月28日（火） | 消防講座【救急法】 | 動きやすい服装 |
| | 6月29日（水） | | |

歌♪「しゅぼんだま」

シャボン玉とんだ
やねまでとんだ
やねまでとんで
こわれてきえた

シャボン玉きえた
とばずにきえた
うまれてすぐに
こわれてきえた

かぜかぜふくぬ
シャボン玉とばそ

てあそび☆

「りんごコロコロ」
りんごがコロコロ
りんごがコロコロ

みかん カンカン
みかん カンカン

ピーマン ピッピ
ピーマン ピッピ

しいたけ しー
しいたけ しー

5月のようす



パラバルーン



手形・足形スタンプで
あそんだよ♪



新聞紙あそび♪



児童館に対するご意見やご要望・相談等ございましたら、下記のとおり、責任者と担当者を設けておりますのでお問い合わせください。

*苦情・相談解決責任者：京都市嵐山東児童館 館長 芝野 左和子

*苦情・相談受付担当者：京都市嵐山東児童館 主任児童厚生員 植村 友紀

なお、上記責任者、担当者との話し合いでご納得がいかない場合は、設置しております第三者委員の調整を受けることができます。

*第三者委員：上田 恵子 080-5716-8805 ・ 久保 千鶴 080-7486-3644

また、施設との間で解決できない場合は、京都府社会福祉サービス運営適正化委員会に相談することもできます。